

平成25年第4回竹原市議会定例会会議録

平成25年12月4日開議

(平成25年12月4日)

議席順	氏 名	出 欠
1	山 元 経 穂	出 席
2	高 重 洋 介	出 席
3	井 上 美 津 子	出 席
4	山 村 道 信	出 席
5	大 川 弘 雄	出 席
6	道 法 知 江	出 席
7	宮 原 忠 行	出 席
8	片 山 和 昭	出 席
9	北 元 豊	出 席
10	稲 田 雅 士	出 席
11	松 本 進	出 席
—	—————	———
13	脇 本 茂 紀	出 席
—	—————	———

職務のため議場に参加した者は、下記のとおりである

議会事務局長                      西 口 広 崇  
 議会事務局係長                    住 田 昭 徳

説明のため議場に出席した者は、下記のとおりである

職 名	氏 名	出 欠
市 長	小 坂 政 司	出 席
副 市 長	三 好 晶 伸	出 席
教 育 長	竹 下 昌 憲	出 席
総 務 部 長	今 榮 敏 彦	出 席
総 務 課 長	桶 本 哲 也	出 席
情 報 化 推 進 室 長	桶 本 哲 也	出 席
企 画 政 策 課 長	福 田 吉 晴	出 席
財 政 課 長	塚 原 一 俊	出 席
税 務 課 長	沖 本 太	出 席
会 計 管 理 者	前 本 憲 男	出 席
監 査 委 員 事 務 局 長	桶 本 哲 也	出 席
選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長	今 榮 敏 彦	出 席
市 民 生 活 部 長	谷 岡 亨	出 席
市 民 健 康 課 長	森 野 隆 典	出 席
ま ち づ く り 推 進 課 長	宮 地 憲 二	出 席
文 化 生 涯 学 習 室 長	堀 信 正 純	出 席
忠 海 支 所 長	森 野 隆 典	出 席
人 権 推 進 室 長	谷 岡 亨	出 席
福 祉 課 長	平 田 康 宏	出 席
子 ども 福 祉 室 長	井 上 光 由	出 席
建 設 産 業 部 長	後 藤 博 光	出 席
産 業 振 興 課 長	中 川 隆 二	出 席
商 工 観 光 室 長	國 川 昭 治	出 席
建 設 課 長	大 田 哲 也	出 席
都 市 整 備 課 長	有 本 圭 司	出 席
区 画 整 理 室 長	有 本 圭 司	出 席
上 下 水 道 課 長	沖 谷 秀 一	出 席
農 業 委 員 会 事 務 局 長	中 川 隆 二	出 席
教 育 委 員 会 教 育 振 興 課 長	久 重 雅 昭	出 席
教 育 委 員 会 学 校 教 育 課 長	亀 井 伸 幸	出 席
公 営 企 業 部 長	後 藤 博 光	出 席

付議事件は下記のとおりである

- 日程第 5 議案第 6 2 号 竹原港北崎旅客ターミナル設置及び管理条例案
- 日程第 6 議案第 6 3 号 竹原港北崎旅客ターミナルの指定管理者の指定について
- 日程第 7 議案第 6 4 号 竹原市立学校設置条例の一部を改正する条例案
- 日程第 8 議案第 6 5 号 平成 2 5 年度竹原市一般会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 9 議案第 5 5 号 平成 2 4 年度竹原市歳入歳出決算認定について（決算特別委員会）
- 日程第 1 0 議案第 5 6 号 平成 2 4 年度竹原市水道事業決算認定について（決算特別委員会）
- 日程第 1 1 議選第 3 号 竹原市農業委員会委員の推薦について

午前10時00分 開議

議長（稲田雅士君） 皆さんおはようございます。

ただいまの出席議員12名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

---

日程第5

議長（稲田雅士君） 日程第5，議案第62号竹原港北崎旅客ターミナル設置及び管理条例案を議題といたします。

事務局職員から議案を朗読させます。

〔事務局職員朗読〕

議長（稲田雅士君） 市長から提案理由の説明を求めます。

市長（小坂政司君） 議案第62号竹原港北崎旅客ターミナル設置及び管理条例案について、提案の理由を御説明申し上げます。

本案は、港湾の利用者の安全及び利便の向上を図り、地域情報の発信並びに地域交流及び地域経済の活性化に寄与することを目的として、竹原港北崎旅客ターミナルを設置するに当たり、施設の設置、管理及び指定管理者による管理運営その他必要な事項を定めるものであります。

何とぞ、慎重に御審議いただいた上、適切な御決定をお願い申し上げます。

議長（稲田雅士君） これより質疑に入ります。

11番。

11番（松本 進君） 議案第62号で公の施設でありますターミナルの設置管理条例が提案されて、今市長の提案理由の中にもこの設置目的というのは第4条に書いてありますが、先ほど市長の提案にも3つ、港湾利用者の安全や利便性の向上、2つ目には地域情報の発信並びに地域交流及び地域の活性化ということで3つこの設置目的、事業目的があって、確かに条例案見ると、その他という形で附属的に第4項、4つの事業ということですかね、ありました。それで、公の施設ですから、先ほど市長の提案理由があった3つの事業目的は私は大いにやっぱり直接公が、竹原市が直接責任を持って、先ほど設置目的にあるような事業を1つ、2つ、3つですね、大きな柱は。それはやっぱり直接市が責任を持ってやるべきだという意見を常々私は思っているわけですが、確かに地方自治法では指定管理者が管理することができるという、できる規定ということになっております。

私も承知しております。それで、この間いろんなさまざまな公の施設を市が指定管理者にされている、そこでいろいろ私も課題の問題があるんじゃないかと、見直しすべきじゃないかということも含めてるる申し上げました。

ですから、まず第1点に聞きたいのは、公の施設、先ほど言った3つの事業目的、4つ目はその他ですから、主な目的は3つだと思うんですけども、この3つのもんはやっぱり市民の福祉の向上とか、公の施設にとって大切なやっぱり目的があるし、その目的を達成するために市がやっぱり直接責任を負う、これは私は当然だと思うんですね。

そこで、まず1点に聞きたいのは、なぜ直接市が管理できないのか。その指定管理、次に出てきますけれども、指定管理者で管理させる最大の目的はどこにあるのかということをもまず第1点にお尋ねしておきたいと。

それから、第2点目は個別の問題で、先ほど説明が、提案があったように、施設の使用料、公の施設ですからね、ここでの使用料の収入が市に入るのではなくて、指定管理者が受け取るような仕組みになっています。このことについても私もいろいろるる申し上げてきました。ですから、率直に言えば、公の施設で入ったその使用料、これをなぜ直接市が受け取って、直接市民のために使わないのかということですね。この2つ目を答えていただきたい。

議長（稲田雅士君） 建設課長。

建設課長（大田哲也君） 濟いません、御質問を2ついただきましたが、まずこちらのターミナルの設置及び管理するに至った経緯について、まずは御説明をさせていただきます。

旧中四国フェリーにつきましては、平成21年に残念ながら航路の廃止となりまして、その幕を閉じることになりましたが、竹原港は現在でも島嶼部への生活航路として年間約60万人の方が利用されております。暮らしと産業を支える港として、また海上交通の結節点の役割を担っております。このような状況の中で旧中四国フェリーターミナルの跡地を活用することによりまして、港周辺と一体となってにぎわいを創出する施設に改修するとともに、町並み保存地区や的場海浜公園等の連携を図りながら相乗効果を発揮することで交流人口の拡大につなげていきたいという思いからターミナルを改修し、再び活用することにしたものでございます。

1点目の御質問でございますが、市が直接管理をしないのか、どうして指定管理者で任せるのかということでございますが、まずは指定管理者制度は多様化する市民ニーズによ

り効率的、効果的に対応するため、公の施設の管理に民間のノウハウ、能力を活用しながら市民サービスの向上と経費の削減を図ることを目的に、平成15年6月に地方自治法改正により創設されたものでございます。この制度が導入されたことによりまして、これまで公共的な団体等が限定されていた公の施設の管理運営を民間事業者も含めた幅広い団体にも委ねることができるようになったものでございます。

従来の指定管理者制度では、管理委託者は施設の使用許可などを認めることができないなど施設の一元的な管理ができないことから、本市といたしましては公の施設の運営が住民の公平利用を確保できるものであること、また公の施設の利用を最大限発揮して利用者へのサービスの向上と経費の削減が図られるなどのメリットがあることから、今回ターミナルの管理運営を指定管理者制度によりまして事業者を選定し、管理運営を委ねるものにしたものでございます。

また、2点目の収益について、その収益を市に入れる、市が受け取るべきではないかとの御質問でございますが、今回の指定管理者の公募に当たりましては、今回ターミナルを自主的な部分がございます。この募集条件に自主的な収益の部分もございます。今回の募集条件として、収益施設の整備に係る費用については全て事業者が支出し、またなおかつ収益施設の面積に応じて利用者利用料金も支払った上で収益を上げるということで募集をかけております。事業者は収益施設の施設の投資を行い、物販、飲食や自主事業による収益から設備の減価償却を行う収支計画書を提出されておりました、指定管理者内で収益を黒字にするというものでございます。

そうした中で、収益について、募集要項でも利益が生じた場合、利益の一部を市に納付することができるとしておりますので、また市に収益が上がった場合には市に納付していただくよう指定管理者と協議を進めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いをいたします。

議長（稲田雅士君） 11番。

11番（松本 進君） 収益を通じてとか、コスト削減とか、そこがいろいろ説明されるんが重点置かれているようだけでも、私は公の施設としてさっき事業というんですかね、市長の提案理由の何のためにこれを、こういった公の施設をつくったんかということが提案がありましたよね、目的。この目的の中には、先ほど市長の目的の中には3つあると。ほいで、条例の中の事業は4項目だけでも、その3つが事項に書いてあるということは言いました。しかし、あとはその他ですよ、その他。だから、私が言いたいのは、商売を

やるなら民間の人が勝手にやって、勝手に言うたらおかしいけども、民間の人がいろんなやっぱりルールに基づいてやられて、民間のお金でやられる、そのことを議論しとるわけじゃないんですよね、私は。市民の税金で公のお金でそういうターミナルを改修と、つくるといいますか、改修する。それで、市長の提案にも先ほど3つの点で市民のためになるからやるんだと、ここまではいいんですよ。しかし、一番肝心なのは、4項目めのその他のところのレストランの事業とかいろんな収益があるんでしょうけども、その他のところがどンドンドンドン拡大解釈されて、本来の公の施設の設置目的から逸脱したところが今の説明の中にもあるわけですよ。だから、私は公の施設、指定管理者、これはできる規定だからね、義務規定じゃないんですよね。できる規定だからこれまでの経過がある。いろいろ私問題点を指摘してきました。ですから、今回もちょっと心配になってあえて聞いたのは同じことですよ。公の施設のために市長も提案した、そのために設置目的ある、しかし収益がどうのこうのというんが、率直に言うてそこですよ。ですから、私はそれは的外れじゃないかなと、指定管理者で管理させるというのは。

だから、まず1点目に聞いたんは、なぜ市が直接できないのか、その説明に対しても答弁は多様な市民ニーズ、これはいろいろ調査研究すれば市でもできるじゃないですか。あと、コスト削減ですよ。だから、ここはもう一回、ちょっと2回目ですから聞きたいのは、あとは指定管理者とか補正予算にかかわることもありますけれども、債務負担行為がありますよね、それで平均的に見れば、今年は違いますけど、新年度予定では800万円でしたか、委託料というんですかね、予定されています。そこで、私が気になるのは、やっぱり人件費ですよ。これだけの3つの事業というんか、設置目的をきちっと果たそう思うたらやっぱり人が要りますよ、その施設の管理するために、市民サービスを提供するために。そのそのための分は確かに人が要ります。ですから、その人件費を前の人たちは300万円と聞いたけども、こんなに少ない金額でこれだけの任務を、仕事を果たす人件費が本当に適切なんかどうかということを私は聞きたいんで、300万円の委託料ということで人件費が入ったと思うんですが、もう一回確認と、私はその300万円だったら、さっき言った3つの、その他の収益は別として、3つの仕事の分の大切な市民に役立つ仕事、多様な市民ニーズに適応する、これだけではとてもじゃないけど足りないと思えますけれども、そういったコスト削減というんが安かろう悪かろうばかりがいいとは言えませんよ。本当にきちっとした市民の、さっき言った設置目的にあるような仕事をってもらう、そのためにはきちっと仕事、職員を配置しなくてはいけない、人を配置しなく

てはいけない、賃金なんかも、労働条件もきちっとやっぱりやらなくてははいけない。そこをやっぱり外れたら、安かろう悪かろうわからんというようなことがあって、私は責任を果たす対応にはならん、公の施設の管理にはならんという思いがありますので、そのコストの面を、たしか来年度は800万円の人件費でどのような仕事をさせてもらうんかと、そのために人件費を組んでるのかということのを改めて私は指摘したいし、それで本当にきちっと仕事が果たせるのかということについて、ちょっと質問してみたいと思うんですね。

それからあと、多様なニーズとかいろいろありますけれども、私はその他の項はちょっとまた別にしましょう。ですから、その分の質問に答えていただきたい。

議長（稲田雅士君） 建設産業部長。

建設産業部長（後藤博光君） 先ほど松本議員から2点ほど御質問ございました。

1点目の公の施設がなぜ市が直接できないのかという点でございます。

先ほど議員の御指摘のように、地方自治法上ではできる規定となっておりますので、必ずしもということではございませんが、今回の施設におきましては公共性の高い施設としましては、やはりフェリーの拠点となっておりますので当然待合所機能、あるいはフェリーを運航される事務所、切符機能でございます、またあわせて地域の方が活動していただくようなスペースというものが公共性の非常に高い施設でございます。

もう一方、やはり人を集めて交流させるというような機能を満たしてますので、そうした物販、飲食初め、そうしたイベントも含めたような活動のできるような、あわせ持った機能でございます。

公の施設について民間のノウハウという面では、やはり1つは、先ほど課長のほうが申しましたが、サービスの向上とかコスト低減というのもございます。やはり管理を一元化できるということになりますと、手続の迅速化というのが一つのメリットになるかと思っております。また、それ以外にもいろんな施設的なもの維持とかを含めても迅速な対応ができるのではないかというふうには考えております。

そういった面も含めまして、やはりそうしたサービス基準、やはり利用の基準を含めてきちっと仕様書等に設けて、市が責任持って指導、監督していく立場でございますので、その辺は適切に対応してまいりたいと思っております。

2点目の人件費の件でございますが、後ほど議決いただく債務負担行為の中で年間上限800万円、そのうち委員会等でも御説明させていただきましたが、人件費としては30

0万円を見込んでいます。この人件費等につきましては、公共的な部分の管理、総括できる部分、要するにやはり先ほど言いました待合所や切符売り場、あるいは事務所といったものの総括的に管理できる人の人件費として1名分を上程しとります。それ以外、施設の全体の維持管理と申しますか、管理はやはり収益ですから、物販、飲食部分もございまして、そちらの人件費等につきましては今回の事業者が実施される事業の中で人件費等を充当させていただきたいという計画にしております。

以上でございます。

議長（稲田雅士君） 11番。

11番（松本 進君） やっぱりあつこのターミナルの機能は、やっぱり港としての切符とかいろいろありましたけども、そういった機能がやっぱり大きな役割っていうこともあるし、その機能を通じての交流とかいろいろありましたけれども、ですからなぜやっぱり竹原市が公の施設が市が直接維持管理できないのかということの答弁は、要するに端的にはお金がかかるからということなんですか。ということでええんですかね。

それで、民間のノウハウという、確かにレストランのことはわし余り今聞いてないんですけども、そういうその他っていうんですからね、その3つのことが大きな仕事ですよ、このやる分で。それで、今聞いたら、その大きな仕事、3つの仕事、中心的な仕事をやるのに300万円の人件費しか組んでない。これでは誰が考えても維持管理できませんよね。それ、あとはそのレストランっていう、その他という、中心とは外れたその他のところが本音が一番多かって、そこで稼いでくれと、公の施設を使ってもらってもうけてくださいと、そこでやってくださいということしかないですよ。ですから、私は本来の3つの施設、これはやっぱり直接市が責任持たないけない。しかし、そこはあえてこういう手法をとるのは、指定管理者という手法とるのはコスト削減、人件費の削減しかない。そういうことになると、やっぱり今度は公の施設で民間の利益のことをやってもいいのかどうか。それはちょっと外れてるんじゃないかなということで、今の使用料についてももうけが出るまでっていうちょっと今説明があったとは思いますが、いずれにしても使用料の分を、公の施設で使った使用料を民間が受け取るようにする仕組みですからね、これはやっぱり大きな問題があるんじゃないかなと。

ちょっと私は人件費でもう一回再度質問っていうのは、300万円の人件費で3つ、さっきあった市長が提案理由で説明した大切な仕事を300万円で任すことができるんか。それと、あとはいろんな対応、サービス、その他っというんが、仮にあなた方提案されて

るんだから、そこは私は公的な分でもいろいろやっぱり研究してやれば、いろんな公的なああいうサービス、宿泊施設もあるしいろんなところがやっぱりあるわけですからね、実際やとられるわけだから。公的の施設だからできないっていうことは言えないと思うんですね。ですから、私はその300万円の分で、もうこの1点だけ聞きますけども、300万円の人件費でこういった3つの大きな仕事を本当に任すことができるんかということをちょっと最後の質問になりますけど、お聞きしておきたいと。

議長（稲田雅士君） 答弁願います。

建設産業部長。

建設産業部長（後藤博光君） 今回指定管理の中で人件費の話がございましたが、やはり今回の指定管理者制度に委ねるとするのは単なる行政コストの削減というのは当然国から15年の法制度の改正の中でございましたが、それに加えてやはり住民サービスの向上という視点がございます。そうした中で、待合所機能を含めたフェリー利用者のための公共的な立場におきまして、やはり少しでも市としては利用される方のサービスは維持しながら、向上しながら極力行政的な質も少しでも提言したいというような考え方もございます。そうした意味で、総括責任者1名ということでございますが、そうした人員の中で、あるいはそれ以外の機能も含めてトータル的な形でサービスの向上というもので図っていきたいということで考えております。そうしたことで考えておりますので、御理解のほどをよろしく願いいたしたいと思っております。

議長（稲田雅士君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

11番。

11番（松本 進君） 私は今回の議案で提案されている公の施設を指定管理者にできる、そういった設置管理条例が中心ですから、率直に言って反対したいと思うんですね。市民ニーズとか、いろんな対応の市民ニーズに応えるということは公的な分にしても当然やっぱりこれからは調査研究して、それ市民に合ったような、多様なニーズに応えるようなことはやっぱり公的でもできるし、できないということは私は無責任だと思うんですね。

それと、端的な公的なサービス、さっき言った、市長が提案した3つのサービスのことがあった。これを300万円でやるということは不可能ですよ。私は問題があって市自らが働く貧困層をつくり出すような仕組みが今回の指定管理者にはある。公の施設を指定管

理者に任せると、そういう中にそこで働く人のワーキングプアとか働く貧困層とか、今最も大きな課題が行政自らがそういうことを進めているということはあってはならないことだと思うんですね。ですから、あなた方がいろんなやっぱりレストランで公的で研究して頑張っていきゃええじゃないですか。それを市民サービスにということは、私は公的管理でもできる、指定管理者でなくてもできるということをあえて申し上げて、今回のこういう指定管理者をさせようとする設置管理条例には反対しておきたいというふうに思います。

議長（稲田雅士君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（稲田雅士君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第6

議長（稲田雅士君） 日程第6，議案第63号竹原港北崎旅客ターミナルの指定管理者の指定についてを議題といたします。

事務局職員から議案を朗読させます。

〔事務局職員朗読〕

議長（稲田雅士君） 市長から報告理由の説明を求めます。

市長（小坂政司君） 議案第63号竹原港北崎旅客ターミナルの指定管理者の指定について、提案の理由を御説明申し上げます。

本案は、地方自治法第244条の2第3項の規定により、竹原港北崎旅客ターミナルの指定管理を指定するものであります。

指定管理者の選定につきましては、公募したところ1者のみの応募となりましたため、指定管理者選定委員会で検討し、応募条件を一部緩和するなどの見直しを行い、再度公募した結果、1者の応募がありました。選定委員会において、提案内容を審査し、指定管理者候補者として適当であると認め、平成26年8月1日から平成31年7月31日までの間、大新東株式会社を指定管理者として指定するため、議会の議決を求めるものであります。

何とぞ、慎重に御審議いただいた上、適切な御決定をお願い申し上げます。

議長（稲田雅士君） これより質疑に入ります。

11番。

11番（松本 進君） 私は、さっきの議案の関連がありますので、1点だけここでは質問したいというふうに思います。

端的に言えば、私はこの指定される大新東さんの云々と言ってるわけではありません。質問の一番ポイントは、たけはら道の駅の教訓、あえて教訓と言うのはいろいろそこで課題がありました。確かに公募して何回かやったけどもだめだった。地元業者ではだめだった。市外の人に、大新東さんになったということになるんでしょうけど、ですからたけはら道の駅の教訓を生かしてなぜ地元業者に仕事してもらおうような対策をとらないんですかということだけです。

議長（稲田雅士君） 答弁願います。

建設課長。

建設課長（大田哲也君） 今回募集に当たっては、このターミナルとしての役割のほかに、物産、飲食提供もある施設であることから収益、物販に関するノウハウが必要と考えております。そこで、地元の企業に参画をしていただくために応募資格として複数の法人が募集できるコンソーシアム、企業連合の応募を認めており、地元におきましても運営に参加していただきたいと考えておりましたが、結果として市内業者からの応募がなかったことは非常に残念な結果であったと認識をしております。

以上です。

議長（稲田雅士君） 11番。

11番（松本 進君） それは私も残念に思いますよね。こういった分の公共施設をせっかくつくったのに、地域経済の振興という点では私は地元業者に仕事をしてもらう、指定管理者がいいとか悪いとか二の次にした場合ですね、こういった場合の100歩譲ったとしてもあなた方が言うような地域経済だけはしっかり地元業者にしてもらったよと多くの市民の皆さんに言えるようなことはしないとイケませんよね。私は公的施設の責任、直接責任持ってやるべきだという基本的考えを持ってますけど、しかし待てよと、100歩譲って地元の業者にこの仕事をやって何とか地域経済の活性化振興に役立つ手当てはしたよと、そういう目に見える形での努力をあなた方は何をしてきたんですか。たけはら道の駅の教訓を生かして、本来なら地域の業者を育てて対応すれば可能ですよね、誰が考えて

も。何でそういう努力をしなかって、公募してからそれに当てはまらなかったんじゃと、残念じゃと、情けないよね、ほんまに。一つも地域の振興になっとらんじゃないかという声が出てきますよ。ですから、質問はもう最後にしますけど、それは市長なら市長がきちっとこういう道の駅の教訓を生かして地元業者を育てて、こういう努力をして育ててきたけれども、それでも地元業者は育たんかったんだと、そこでそのくらいぐらいのきちっとやって今後は育てるよという努力ぐらい、発言ぐらいしてもらいたいですよ。ただ公募して残念じゃった、誰が地元の業者が納得するんですか、そういう答弁で。それはまずいですよ、何ぼ何じゃ言うても。

議長（稲田雅士君） 副市長。

副市長（三好晶伸君） 松本議員から今回の北崎のフェリーターミナルの管理運営についていろいろ御指摘、御意見いただきました。

御質問の地元企業に参加してほしいというのは、これはもともと市長も私も全く同感でございまして、道の駅の教訓を生かすというような意味でも今回の募集に当たっては公募といった形をとりました。それも、1回目現場説明会をしたところ8社ほど現場説明に来られたと。その中にはもちろん地元事業者もおられました。しかし、結果としては地元業者が最終的には参加されなかったということでございましたけども、それではいけないというようなことで2次募集をかけました。2次募集については、いろんな今回の規定をさらに緩和するような形で募集を、公募をかけたわけでございますけども、それにおいても結果としてはこういう形にならなかったということではございますけども、道の駅の先ほどから教訓ということなので、ちょっと私のほうからこれについてもお話をしたいと思います。

道の駅たけはらは、確かに大新東という東京に本社がある企業ではございますけども、現時点は竹原に営業所を置き、さらに商工会議所の会員としても加入をされ、さらには本町地域の協働のまちづくりの中の一員として一市民としての活躍をそこでされてる。道の駅の管理運営面に関しても、まずは売店にございますように、売店には竹原市の特産品、1次産品、あるいは竹原市のさまざまな産品、ブランド開発といったものも多数そろえております。そういった中で、需要があれば供給が当然必要であるというような観点から、本市においては今の道の駅を一つのアンテナショップとしての役割を果たすべく目的で、商工会議所とも地域ブランド推進会議というような組織を立てる中で、この道の駅も大新東さんがその地域ブランド推進会議の中心的な役割を果たしております。そういった意味

で、1次の生産力をとにかく高めていくと、そのためには需要の場所、あるいはそのための供給の場所、こういった関係も今徐々に高まりつつあると、効果が出ております。それが最終的には地域の活性化、経済の活性化ということにつながるものでございますので、そこあたりは確信を持って述べさせていただきたい。

そういった意味で、道の駅たけはらの教訓を生かしつつ、今回の北崎のフェリーターミナルへの活用、これも同じように、同様な気持ちで今取り組んでいるところでございまして、今回も例えば物産とか飲食とか、こういったものについても道の駅と同様の扱いで売店あるいはさまざまなイベント等についても地元を最優先に大新東さんのほうも考えた計画、企画というものを立てられておりますので、そういった意味で全体的には本市の地域の活性化につながっていくものと期待をしておるところであります。

なお、道の駅たけはらについては、町並み保存地区へのゲートエリアとして、そして北崎の旅客ターミナルについては、海、港の玄関口ゲートエリアとしようというようなことで期待をしているところでございます。よろしく願いいたします。

議長（稲田雅士君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

11番。

11番（松本 進君） 私はこの議案第63号の議案に反対したいと思います。

今副市長の答弁があったけれども、地元業者の育成、どれだけやっぱり育ててきたかと、たけはら道の駅の教訓を生かすべきだということをあえて私は申し上げました。大新東さんが云々というのは私は言うておりません。ですから、あの道の駅のときに地元公募して、いろいろ条件で公募したけどだめだった。それを教訓を生かすというたら、条件を緩和して、まず地元業者に仕事をしてもらって、それからいろいろやるような入ってもらう段取り、条件、緩和するしかないですよ。たけはら道の駅と同じような公募条件で、一部というのあったけども、同じようなことをやったら育てることにはならないし、地元業者が直接入る保証も実際はできない。ですから、私はやっぱり地元を育てる努力が要るんじゃないか、そのためにはいろいろ緩和して入ってもらって、勉強してもらって、体験してもらって、それがやっぱし育てるってということじゃないんですかね。育成する、地域の経済を活性化する道につながるんじゃないんですかねえ。ですから、多少の大幅なやっぱり合うような緩和をして入ってもらう、そういったとこに業者を育てることが私はもっともっとやっぱり真剣に取り組むべきじゃないかという面では大変残念なというこ

ともつけ加えて、この議案には反対せざるを得ません。

それと、もう一つ気になるのは、指定管理者っていうのは私は意見を持っておりますけれども、こういった指定管理者になった場合でも人件費の300万円の分は誰が考えても私は無理があると。受けて指定管理者そのものにもやっぱり無理をしてもらうようなことを押しつけてることになるという面では、さっき言った緩和というんがいいんか、その300万円のを上げるということなんですけどね、直接は。人件費はやっぱり上げるしかないというふうに私は言いたいんだけど、そうしないと、指定管理者そのものにも大変無理が起こるんじゃないかと。安う使うしかないですよ、私がその管理者の社長じゃったら。それがわかってこういうことをやっぱりやるのはいかなものかという面で、これは決まるなら決まってでも、あとはやっぱりいろいろ検討することがあるはずなんですから、積極的なやっぱり対応をすべきじゃないかということをお願いして、この議案にはやっぱり残念ながら反対したいというふうに思います。

議長（稲田雅士君） 4番。

4番（山村道信君） 私はこの議案に対して賛成いたします。

まず、先ほどからる指定管理者に対する問題等々上げられてきておられますけども、やはりそれなりのノウハウ、技術、それなりの知恵を持った者が指定管理、要するに企業です。例えば、ここでじゃあ市が管理するといっても、誰がそういうふうなことをどういうふうなノウハウでやられるんでしょうか。そういったことを考えると、やはり適材適所、ふさわしい団体、企業が指定管理、管理を委ねるということは一番効率のよいやり方というふうに私は考えます。

それともう一つ、この件、大新東さん今現在竹原に根をおろしていると。一つは、これは企業誘致なんです。形を変えた企業誘致というふうに私がとれば、またここで新たなる企業が生まれたというふうに私はとらえさせていただいた。その上において今後やはりそこで雇われる人、これはやはり地元の人を優先していただきたいということをここで期待するわけでもありますし、ましてや今回大新東さんも今の施設に対して自分ながらに資金を投入して盛り上げようとされてる姿が見えます。我々はそういった企業活動に対して本当に応援したいし期待したい。そういう意味で私は今後の発展を期待し、この議案に対して賛成いたします。

議長（稲田雅士君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

議長（稲田雅士君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第7

議長（稲田雅士君） 日程第7，議案第64号竹原市立学校設置条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

事務局職員から議案を朗読させます。

[事務局職員朗読]

議長（稲田雅士君） 市長から提案理由の説明を求めます。

市長（小坂政司君） 議案第64号竹原市立学校設置条例の一部を改正する条例案について、提案の理由を御説明申し上げます。

本案は、忠海中学校区小中一貫教育校整備工事の間、忠海中学校の仮設校舎として忠海西小学校の一部を利用することに伴い、忠海中学校の位置の変更を行うものであります。

整備工事は現在の忠海中学校において平成26年4月から平成27年7月までを予定しております。この間、忠海中学校を忠海西小学校に移転させ、忠海西小学校の空き教室等を仮設校舎として利用することで、生徒の安全確保や安定した学習環境の確保、工事の円滑な進捗を図るものであります。

忠海中学校区におきましては、これまで保護者、地域、学校、行政で構成される設立検討委員会及び設立準備委員会を設置し、新たな学校の設立に向けて準備を進めてきており、今後も、設立準備委員会を初め保護者、地域の皆様の声を聞きながら、適切に事業を進めてまいりたいと考えております。

何とぞ、慎重に御審議いただいた上、適切な御決定をお願い申し上げます。

議長（稲田雅士君） これより質疑に入ります。

11番。

11番（松本 進君） 私は、小中一貫教育にかかわる保護者の声とか教育委員会の問題ということは昨日、一昨日含めて一般質問の中で展開してきました。こういったことを踏まえて議案第64号という形で竹原市学校設置条例、内容は補正予算とのかかわりであれば2月から忠西小学校を改修、移転して、来年の2月改修工事等、ほいで来年4月からは

忠中教育の仮設校舎として忠西小学校を使うと。忠西小学校で忠中の教育を行うという提案ですよ。これは市長名の提案です。

それで、ここであえて市長にお聞きしたいのは、私がここであえて言いたいのは、教育委員会の内容、これは教育委員会の独立性があつて、教育委員会独自の権限があります。そこに市長といえども介入することは許されません。これは当たり前のことであります。

それと、本来昨日とか一昨日とか、私があえてわかりやすく保護者の声とか、学校の設置基準から見ておかしいよという2つの点を中心に教育委員会の内容そのもの、小中一貫教育の進め方にかかわるんですけども、問題を指摘して質問して、それがやっぱり整理された形では答弁されていませんよね。

それで、あえてここで教育委員会の独立性ということと、学校の施設整備というのは、環境整備というのは市長に最大のやっぱり責任がある。それは予算の権限という、条件整備にかかわってはね、内容は介入してはいけないけども、条件整備ではこういう、1つはこういう施設整備にかかわっての責任があると思うんですね。ですから、内容とかその連携はやっぱり必要なんだけども、市長の分からお金がないけんここはできないよということがあつてはならんということを含めて私は介入してはならんというふうに思うんで、一昨日、昨日の私の質問を踏まえて、実際保護者は、端的に言えば、この小中一貫教育の開校といいますか、教育を開設という内容そのものも市がとつたアンケートと西小の保護者の声、今年11月とつた西小保護者の声ということをあえて紹介しました。そこでは、はっきり言い方すれば、市がとつたアンケートは賛成、市教育委員会がとつたアンケートは賛成だったけれども、今年の11月とつた西小の保護者の声は反対ですよと、期待しませんよと、小中一貫教育について、ということが明確に示されています。

それで、2つ目の課題は、今日提案されてるような忠中の仮設校舎として忠西小を使うという提案ですよ。そこでの私は教育施設の整備という法律がある、法律というんですか、基準がある。法律みたいなもんですよ。この基準から見たら特別教室のほうがわかりやすいからね、体育館もわかりやすいから、昨日あえて申し上げました。それぞれ小学校一つ一つ要るよ、音楽教室も要るよ、それぞれ、小学校、中学校。体育館もそれぞれ要りますよと。それが設置基準です。法律です。しかし、設計改修工事の提案はそうならない、ということで申し上げました。

ですから、そういったことを踏まえて1点目に聞きたいのは、私のそういう質問を含めて、市教育委員会とのやり取りを含めて教育の独立性というんですか、市は今回市長が提案

されてるわけですから、市長は介入という言葉がいいんかどうかわらん、市の教育委員会の独立性は断固守っているよと、その上でのこういう提案をしてるよということなのかわかを1点目にお聞かせ願いたいんですね。どうでしょうか。

議長（稲田雅士君） 総務部長。

総務部長（今榮敏彦君） 議員おっしゃるように、教育委員会の独立性は担保しつつ、この条例案の提案権というものは市長にございますので、市長名で提案するという、これは法律上のルールといたしますか、そういうことでございます。

この提案に至った背景につきましては、昨日来の一般質問等で御説明をさせていただいているところでございますので、詳しく述べることは省略いたしますけれども、一定には条例を提案する条件は整っているというふうに理解をし提案しているものでございます。

議長（稲田雅士君） 11番。

11番（松本 進君） 教育委員会の独立性は守るということで、教育委員会の内容そのものの課題は私は昨日言いました、2点でね。1つは、小中一貫教育に反対という言葉じゃないけども、期待してないよということが逆転して現在では大多数ですよと、忠海西小学校の保護者の声は。これは事実です。

それから、2つ目としては、さっき言ったここに書いてあるような、また補正予算につながってくるような、忠中の仮設校舎として忠西小を使いますよと。これが2つ目です。その課題は問題があるんじゃないかと。言えば、学校の設置基準から外れてるんじゃないかということを具体的に申し上げました。ですから、今部長が言ったような、環境が整っているとは私は2つのわかりやすい点から見ても言えないんじゃないかと。そこをもう一回答弁してください。

その答弁する前に、わしはなぜあれでそこまでこだわるかっという面では、昨日は他の学校等の施設を使用するときの条件といたしますか、それを言いました。それは教育上や安全上支障がない場合は、他の学校の施設や設備を使用することができる。今回の仮設校舎として西小を使用することができる。これはもう教育上、安全上支障がない場合という担保しなくてははいけない。確認しなくてははいけない。しかし、昨日は確認されてないわけですから、ということは何回も申し上げました。こういった前提をもとに、いやいや確認はしてないんですよ。今からカリキュラムを組んで調整しなくてははいけないんだから。調整すると言ってるだけですからね。私も校長で確認してるわけですから、それは間違いありませんよ。

それと、そういったことを踏まえて、あとこれは教育内容ですけども、参考に市長の判断、あなたは条件整備は整ったと言うけれども、私はそうじゃないんじゃないかということについて小・中学校施設の整備の基本方針というのがわざわざ解説があって、そこをちょっと是非紹介したいというのは、どういう基本方針かということ、健康的かつ安全で豊かな施設環境の確保が要るんだと。確保、児童の学習及び生活のための空間として児童の健康と安全を十分に確保すると。児童の健康と安全を十分確保する、これがやっぱり担保されて初めて施設を整備したと言えると思うんですね。ですから、この施設整備の基準、考え方というのはここにあると思うんですけども、先ほど設置基準は教育内容でそういう説明して、西小へ来て中学校の授業をやる、その場合は特別教室はそれぞれ設けないといけない、誰が考えても音楽のとこの教室を小・中学校2つに割って、1つの部屋を割ってできるはずがない、それは誰が考えても常識ですよ。ですから、これから調整してっていうんでまだ調整してないんですよ。それをきのう繰り返し言った。これから調整するとは言いますよ。しかし、調整した結果、これが支障がないということでやってるわけじゃないんですよ。ですから、今日は別のもんで施設整備の分として健康で安全、健康的でかつ安全で豊かな施設整備の確保、児童の健康と安全を十分に確保する、これが施設整備の条件ですよ。ですから、これが今日こういう提案をされて、へえで補正予算にもかかわりますけれども、そういう条件整備は整っているんですか。そこはどうでしょうか。

議長（稲田雅士君） 教育振興課長。

教育委員会教育振興課長（久重雅昭君） 施設整備で設置基準に適合してるかどうかということでございますけども、設置基準、これ小学校、中学校に学校の設置基準というものがございまして。この設置基準の12条には、特別の事情があり、かつ教育上及び安全上支障がない場合は他の学校等の施設及び設備を使用することができるという規定がございまして。この特別な事情がありということでございまして、これは逐条の学校教育法、逐条学校教育法によりますと、特別な事情とは、学校間の連携を推進するために当該小学校等が同一設置者が設置する他の学校種の学校と併設される場合が含まれることといった規定がございまして、小中一貫校の場合には設置基準にありますように、教育上及び安全上支障がない場合には1つの施設を使うこともできるというふうな規定がございまして。それで、我々も教育上、安全上支障がないという確認は昨日も既にしているというふうにお答えをしておりますが、実際に学校へ行って教室の状況、備品の状況等を学校を交えながら協議をしております。そういったことで教育上、安全上問題ないというふうに判

断をしております、特別教室は1つと、十分対応できるというふうに思っておりますので、学校基準に対応しているというふうに思っております。

議長（稲田雅士君） 学校教育課課長。

教育委員会学校教育課長（亀井伸幸君） 教育内容の部分につきましても、既に中学校の教職員と一緒に忠海西小学校内の特別教室等をきちっと見聞して、授業が適切に行える状況であるということは既に確認をしております。それから、安全とかその保健衛生上のことにつきましても、既に忠海西小学校は安全に衛生上も管理された中で児童・生徒が学んでおりますので、そういったところで中学生が生活することについては教育上も支障がないというふうに判断しております。

済みません、追加でもう一つ。

それから、時間割りの件がございました。会場等を幾らか使用の頻度を調整しながら使っていかなければいけないということでした、現在小学校も中学校も学年1クラスでございます。9つのクラスがそうした特別教室を体育館等を使うに当たって、教育委員会のほうで授業こま数等を全部精査してシュミレーションを行っております。そうした中で十分全ての教室を単独の学年が使える状況であるということを確認しておりますので、ここで申し添えます。

議長（稲田雅士君） 総務部長。

総務部長（今榮敏彦君） 教育委員会の課長が御説明申し上げました設置に関する基準につきまして、御答弁内容のとおり、一定には整理をされているという前提のもとに今回の条例案の提案の環境は整っているというように判断したところでございます。

議長（稲田雅士君） 11番。

11番（松本 進君） やっぱり今のこっちの教育委員会の分は盛んに言われるけど、本来は支障がないかどうか、子供の安全上どうかというのは確認してそうになっていると思うということでしょう。私は校長先生に確認したんですよ。音楽教室を分けて一緒にやるんですかというたら、それはできませんと、誰考えても。これから時間調整、カリキュラム、授業の時間内容のあれつくって、日程表つくって調整するんですよと言われるんですよ。あなた方が思い違いしとんじゃないのかなあ。私は校長先生に確認したんで。今からカリキュラム、授業の日程をやって、理科や特別教室があったけども、時間調整というて、来年度の時間調整今出せますか。小・中学校の出せますか。出せないでしょう。だから、調整がやっぱり具体的に詰めて調整するということはできてないんですよ。それは机

上の分ではできますよ、今までの経験でやってるんだから。しかし、今回の場合はあの仮設校舎、その小中一貫教育の準備段階でまだ小中一貫教育になつとるわけじゃないし、忠中の仮設校舎を忠西小で授業やりますよと。そのためには、さっき特別教室のわかりやすいから、特別教室ではそれぞれ要るんだけどこの設計ではなつてない。音楽教室を半分にやってやるんか、小・中一緒にやるんかというのはとてもじゃない、それは誰が言ってもできませんよ、それは。だから、時間調整しかないですよ。しかし、カリキュラムをつき合わせてそれからやるっていうのは1週間前にわしは校長先生に確認したんで、今からやらにゃいけんですと。それ待ってください、議案は今日12月4日に出るんですよと。そんなばかなことを、現場とあなたが思ってるのか、そういうことを言うちやいけんよね。それで市の部局は介入せんこうに、介入しちやいけんけども、あなた方の前提でやつとるわけだから。そんなことしちやいけんよ、何ぼ何じゃ言うても。確認してからよね、授業が支障がない、確認を思うだけじゃいかんわけよね。確かにあなたの経験があつて、それはできるかもしれんと思うかもしれん。しかし、実際授業プラン小学校、中学校それぞれにつくってつき合わせて、これはどうするんかと、個別の対応が要るじゃないですか。そういうことを知らんこうに思うだけでやったら大事になりますよね、そんなことをしたら。ここに書いてある基準どおりなつてないじゃないですか。安全だ、授業に支障がない、それを確認して提案しましたよっていうならまだしも、そこをあなたの思うだけのことなんじゃいかん。というんが私が申し上げたいとこなんですよ。

だから、前提じゃ言うけども、この間から昨日、一昨日の話出たばかりじゃけんね。それをまた今日出しとるわけだから。私はちょっと無理があると、無謀だと、後先考えずやっちゃいかん、子供のやっぱり安全上、授業はどんなことがあつても守らにゃいけん。そこはやっぱり言えるんじゃないですかねえ。

それと、やっぱり耐震の問題なんかも、これは市長部局の責任があるけども、きのうあれだけ繰り返し質問しても安全じゃと言えん、あなたのほうが技術的には知つとるか知らんが、安全だというのは言えんですよ、誰が考えても。耐震診断したら0.04じゃつた、I s 値が0.04じゃつた。その診断して次の目標というたら0.7以上ないといけんわけじゃから、それが0.31しかないんでしょ。確かにやらんよりは緊急にやつてもらいたいんだけども、卒業式とかああいう緊急のやっぱり必要なんだけども、しかし今度は違うんですよ。あつこの同じ体育館で安全じゃと言いきれない体育館で小学校、中学校の授業をやるわけでしょう。だから、安全じゃというのをもう一回明確に言ってくださ

いよ、ここで。市長にわし質問しとんじゃけど、その前提は教育委員会だからね。私が心配要らない、0.31であっても、それは南海トラフ大地震が明日来るかわからんですよ、それは、30年後とか。しかし、一旦診断したんだから、0.04はそれはもう大変ですよ。Is値が0.04というのはもう危ないですよ。だから、簡易補強をやったというのは私は賛成ですけども、しかしこれで安全じゃないわけですよ。私はそこで臨時的にというのは、保護者の臨時的にやっぱし卒業式とか入学式とか、そういう臨時の分で何とか簡易補強したから、0.31で安全とは言わんけども、何とかやっぱりカバーしながら安全を確保しながらやろうと、そういう範囲の理解できる分と、しかしもう一年数カ月ここで詰め込みとかいろんな、さっきの授業の分はまだ調整もしてないっていう批判はしたけども、安全が担保されてないところに小学校、中学校そこでやるっていうわけでしょう。それはやっぱりどなたが聞いてもおかしい。だから、あなたはあえて保護者の心配を解消しよう思うたら、松本がそう言うけれども、0.31、南海トラフの来ても安全なんだと、そこはやっぱりきちっと言うてくださいよ、何ぼ何じゃ言うても。そこは言うてくださいよ、必ず。体育館は南海トラフの大地震が来ても子供たちの命、安全は絶対に守ると、安全なんだということを発信しなくてはいけない。これ答えてくださいよ、絶対に、そこだけでもいいから。

それと、やっぱり、ほいじゃ何回、今2回でしたっけ。

議長（稲田雅士君） 3回。

11番（松本 進君） じゃあ、ちょっと。だから、そこは是非答えてください。体育館は安全なんだということをね。

それとあえてちょっと参考に言うとかくけども、こういう、これは小中一貫教育の開設そのものについての保護者のアンケートもありますよね。これ平成27年4月忠西小でスタートということになるけども、小中一貫教育開校する、これも11月の保護者アンケートでは61%が余りよくないと思うと、よくないと思うと含めて60%がやっぱり忠西小学校でこれは平成27年4月から小中一貫教育を忠西小学校でスタートする、あとはそれはすぐ忠中のどこへ移動するという計画でしょうけどね。だから、こういうことにやっぱりいろんな不安を持っている。これに答えていないですよ。

それともう一つ、ちょっと言うけども、通学路の問題で、これは第5回の準備委員会中の意見の一部です。一部ちょっとそれと通学路の問題がありまして、これは忠中の小中一貫教育に向けての通学路、そこらが主に議論されてますけども、ここで本来委員からい

ろんな道路整備，西側の道路整備はもう始まっていないといけないとか，小中一貫校の通学路の整備は防災とかいろんなことで使いますよとか，いろいろ意見が出て早く整備してほしいということが上げられております。そこで，市の教育委員会のことも部分的にはしょつたらという分がありますけども，今すぐできることできないこと，それは当然あると，そういったことの説明もありますし，できることはフェンスを設置はやりますよということもありました。しかし，買収ということになると拡幅ということになるのでしょうか。買収ということになるとやっぱり時間がかかりますよと。あと，道路整備するとなると何年もかかると，こういうやっぱり市の委員が言われたりとかね。ですから，そういうことに対して検討委員会が始まったのはもう何年前なんかと。インフラができてから小中一貫教育の具体的な検討入ってもいいんじゃないかと。整備ができんうちからやっちゃいけないよと。そういう保護者の切なる声なんですよ。これがやっぱり保護者の本音だと思いますよ。だから，さっき言った11月の保護者の忠西小学校で小中一貫教育を開設することは反対だという声も率直に出ております。61%ですかね。こういうことも紹介しながら，最後になるんかしれんけども，そういった体育館の安全よね。ここだけでもいいわ，もうあとは。南海トラフの大地震が来ても西小学校の体育館で授業を行う，これは絶対に安全なんだと，ここだけで言ってください。発信してください。あとはいいから。

そこはやっぱり保護者の一つの声になりますからね。だから，くどいようだけでも，この再質問の最後の質問として仮設校舎で来年4月から使う，忠中の人を使う忠西小学校，忠中学校，いろんなもの言ったけども，せめて最後に確認したいのは体育館，この耐震の問題，1年数カ月来年4月から使う，南海トラフの大地震が来ても保護者の皆さん安心してくださいと，安全な施設なんですと，そこを発信してください。あとはええから，そがんことは。

議長（稲田雅士君） 学校教育課長。

教育委員会学校教育課長（亀井伸幸君） カリキュラムのことだけ言わせてください。

（11番松本 進君「そこはええわ，もう。ここで何じやというて」と呼ぶ）

誤解があるようなんでは言わせてください。

議長（稲田雅士君） ちょっと待って。

答弁いいそうなので。

（「誤解があるから」「誤解があるんじゃないけど」と呼ぶ）

者あり)

誤解がある。

どうぞ。

教育委員会学校教育課長（亀井伸幸君） カリキュラムと時間割りというのは基本的に違うものでございます。ですから、カリキュラムは教育の内容一つ一つをくみ上げて年間こういったものを教えていくっていうものができたものです。ですから、各教科によって年間何時間をこれを教えるといったものがきちっと決まっております。ですから、そういう教科の時間数もきちっと決まってるわけですから、それはもうはっきりした数字です。それでもって時間割りを組んでいくわけです。それをシミュレーションして確実に入ると、これはできるということを確認したというふうに申し上げました。調整をしなければならないのは、今後人事等の動きがあつて、非常勤講師でありますとか、そういった先生方が来られたときにはこの方が必ず月曜日から金曜日まで毎日来れるっていうことでもありませんので、そうした人事的な調整もして、この曜日はこの先生に入っていただくということがわかって初めて時間割りが最終的なものが確定できるわけです。ですから、現在時間割りはシミュレーション上はできるということはわかっております。あとは、そういう微調整をしていかなければならないということを校長も申し上げたというふうに御理解いただければと思います。よろしく申し上げます。

議長（稲田雅士君） 都市整備課長。

都市整備課長（有本圭司君） 忠海西小学校体育館の耐震化についての御質問でございますが、当体育館につきましては、平成24年度に人命第一、全倒壊を防ぐために当面危険な状態を回避するよう工法検討を行いまして、倒壊及び落下の危険性のある箇所について集中的に補強工事を実施したものでございます。また、補強工事とあわせまして、非構造部材の照明であったり、あと天井の落下対策も講じております。本体育館の構造が鉄骨造であるということから、柱であるとかはりの接合部の補強を確保するために3カ所のつけかえを行いまして全倒壊を回避するよう補強を行ったものでございます。御理解のほどをよろしく願いいたします。

議長（稲田雅士君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

11番。

11番（松本 進君） 本議案について、私は反対をいたしたいと思っております。一番端的に

言いたかったのは、私は西小体育館の安全の問題を発信してほしいと、確認を再度繰り返し前回は言いましたし今回も求めました。南海トラフの地震が来ても安全だという発信をすべきじゃないかと、その根拠を示すべきじゃないかと。そこは、今一言も安全という言葉出ませんよ、今の課長の答弁でも。教育委員会と連携しとんならそこは言えるはずですよ、それじゃったら。それはなぜかっていうのは、さっきの数値だからですよ。耐震診断したら0.04、I s値がね。これがやっぱり一つの目安というたら0.7以上じゃないですか、I s値が。それが0.31だったら誰が見ても安心のあの字も言えんわいね、誰も。だから、保護者が心配するわけでしょう。それは確かに私も南海トラフが明日来るか、30年後に来るかかわらんですよ。しかし、30年後来る、それがわかるとんならいんですよ。しかし、それがわからんじゃないですか。だから、今公の施設、学校だけじゃないけども、公の施設の基準は早目に早目に耐震化を促進して安全なやっぱり施設を市として国の補助があつてやろうじゃないか。しかし、そこさえも私は言えない。そりゃ中学校と小学校が今度是一緒であるっていうことになると思います保護者の不安が大きいということは、一つの今の取り組みを通じて、私はやっぱり子供たちの安全支障がないということは言えないと、カリキュラムの問題、今さっきいろいろあつたけども、これ一つとっても安全ということを発信してくれば、そういう根拠に基づいて発信してくれば保護者は安心するんですよ。それがあつて次のステップへ行くっていうのが物事の道理でしょう。しかし、数値上が0.04というんが0.31になった、それでやる、安全ということは一つも言えんわけですから。体育館のことに限っていても、仮設校舎としてそこに使う、これでもあなたは安全が担保されてると言えるんですか。だから、私はそこで言ったけども、言えないじゃないですか、体育館の問題の安全性の問題では。これでもあなたたちは押し切ろうとするわけですからねえ。

それと、やっぱり学校の小中一貫教育そのものに対しては保護者が市がとったアンケートよりは逆転して大多数の人がやっぱり期待してない、西小学校のアンケートではね。これも事実なんですよ。だから、なぜ焦ってやるんか、先生や子供たちや保護者や時間をかけてでも、予定よりおくれるかもしれんけども、まず保護者や子供たち、安全が担保する。小中一貫教育内容そのものが大事なんだけども、ここでもしっかり説明して、それじゃわかったと、それなら賛成ですと、小中一貫教育やってオーケーですということになったらそういう進むというんが道理でしょう。端的には、体育館の安全性も確保されてない。こういった保護者も一貫教育そのものについても期待、反対という声に変わってしま

った。これでやっぱり物事を押し切るということ自体、私はこれは大きな問題があるし、市長が提案すべきじゃないということを繰り返し酸っぱく意見を申し上げて反対をしていきたいと。その責任は全部市長と教育長がとるべきだということも添えて、私はやっぱり反対討論にしたいと思います。

議長（稲田雅士君） 5番。

5番（大川弘雄君） 私はこの議案に賛成の立場で討論に参加いたします。

今松本議員が反対をしていただきましたけども、これも忠海地区の子供たちに対する、子供たちのためにどうであったらいいかなというありがたいことであると思います。しかし、私の賛成という立場も子供たちのためにという点であります。なぜ賛成かということを行います。

まず、この本案は忠海中学校区、その小中一貫教育設立のためのスタートラインであります。言いかえれば、新しいシステムへ向けて一步踏み出す、そうしていこうという趣旨のものであり、その1歩目が階段であったり、階段の高さであったり、教室の広さであったり、それを小学校の設置基準に合わせる工事をしなければならないというところから始まっております。やむなく忠海西小学校に仮設ということになってしまいましたけども、これはあくまでも忠海中学校において小中一貫、そして竹原市では初めての小・中学校の一体型というものに向けて歩き始めたものであります。私は宮崎県など、もう10年も前からこういった先進的な小中一貫校を行っているところがあります。そういった先進地を訪れ、小中一貫の一体型、小学校、中学校の一体型、小学校、中学校の連携型、これを見て触れてまいりました。いろんな場面を通じていろんな勉強をしております。そして、その体験から7年も前からでありますけども、小中一貫の一体型はすばらしいものであるというふうに認識をしております。なぜならば、そこで案内して下さったいろいろな校長先生、その他の人が見てもらいましたけども、ことごとく子供の目を見てくださいというふうに言われます。そして、その子供たちの目は確かに違いました。らんらんと輝いて未来を見据えた目でありました。私はこれをもって確かにいいもんだなあという実感をいまだに覚えております。ですから、私はかれこれ18年ほど竹原市の教育に関係してまいりました。PTA会長もやり学校評議員もやってまいりましたけども、その間もずっとこういったいいものを何とかできないかなあという方向を見据えてきました。そして、今小坂市長のもと、竹下教育長のもと、やっといういいものが見えてきたという現状であります。

また、近隣の呉市、府中市、こういったところにおいても小中一貫というシステムが行

われており、子供のためにやってよかったというふうに聞いております。また、ますます高見に向けて頑張っておられます。これが大事なんじゃないですか。今現状をよしとするのか、もっともっといいものをつくっていくのか、そういったところが大事だと思います。

私もPTAの出身ですからいろんな人から声が入ります。本当にいいもんなんですか、やってみなければわからないんじゃないんですか、不安があります、確かにそうですね、初めてのことです。しかし、その多くの不安、それに向けて、その解消に向けて何度も何度も今からまだ時間あるじゃないですか。質問の場を、議論する場を設けて、説明会ではなくどんどん質問してもらって、どんどん答えていけばいいです。そして、その不安を解消して、何のためにそれをしているのか、子供たちのために、よいものにする、そしてみんなが一つの方向に向かってその成果、何かをつくっていくために努力していく必要がある、これは当たり前のことであります。待っていて成るものはありません。みんなで努力していいものをつくっていくんです。

そして、この間聞くところによると誤解があったようです。この小中一貫という考え方は、忠海においては3校を1校にまとめて経費を節減して、それでいいんですか。こういった誤解があったようです。そんなことはありません。子供たちのためによかれと思ってみんなが頑張っつつくっていつているものです。私はこういった新しいシステムに一步踏み出すこと、それはさらなる教育の環境の充実に向けて挑戦、邁進していくという意思表示だと、意識の表示だと思っております。これを示すことは大変なことなんです。責任がついて回ります。みんなが努力して教育を充実していきたい、こういう思いでいっぱいです。本当の意味での教育環境の充実というのは、何階建てのきれいなビルを建てて、体育館のきれいなものをつくってというものが充実ではありません。人間関係の充実なんです。考えてみてください。親と教育委員会、そこにいる人たちがその子供たちの目を見ながら、子供のために少しでもよくしようと精いっぱい汗を流すわけです。そこから始まり、それを見た子供は自分のためにやってもらってるというんがわかるでしょう。それを見て、親が自分のためにやってくれてる、他人が我々のためにやってくれてる、そういうところを見てやる気を出すんです。そして、頑張る。それを見た地域の人たちは、今でも見守り隊など一生懸命やってもらってますけども、もっともっと支援してくださりますよ。そういう皆さん言ってくれます。約束してくれてます。もっともっとよくするから、支援するからやろうや、そういう声が上がっております。そうしたら、子供はもっと頑張るん

じゃないですか。そのような環境下においてそこに来た先生は遊んでられないですよ。自分の力の120%、150%の力を発揮していただけるんです。それが人の輪の広がりになって教育環境の充実という言葉につながるというふうに私は思っております。

ですから、この忠海地域における小中一貫校、小学校、中学校の一体型、これは理想的なものであります。これからの竹原市内のモデル校として頑張っていただける、そういうことも期待しております。また、できると思っております。忠海の子は優秀ですよ。そのためには、そのための一歩であるわけですから、我々地元の議員も努力、協力していく、こういう決意を申し上げて賛成の討論とさせていただきます。ありがとうございました。議長（稲田雅士君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（稲田雅士君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第8

議長（稲田雅士君） 日程第8、議案第65号平成25年度竹原市一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

事務局職員から議案を朗読させます。

〔事務局職員朗読〕

議長（稲田雅士君） 市長から提案理由の説明を求めます。

市長（小坂政司君） 議案第65号平成25年度竹原市一般会計補正予算（第4号）について、その概要を御説明申し上げます。

まず、歳出であります。総務費においては、庁舎当整備に要する経費として、旧広島法務局竹原支局跡地の取得経費8,100万円、基金管理に要する経費として、都市基盤整備基金積立金1,687万2,000円、合わせて9,787万2,000円を追加計上しております。

民生費においては、保育事業に要する経費として、臨時保育士賃金や保育士等处遇改善補助金など1,587万8,000円、施設整備に要する経費として、保育所整備補助金9,189万円、合わせて1億776万8,000円を追加計上しております。

衛生費においては、休日診療所運営に要する経費として、調剤業務を院内処方に変更することに伴う準備経費として237万1,000円を追加計上しております。

土木費においては、住宅管理に要する経費として、県営道路整備事業に伴う市営住宅の解体工事費など853万5,000円を追加計上しております。

教育費においては、小学校施設整備に要する経費として、忠海地区小中一貫校の新設に伴う仮設校舎の整備工事費など1,571万8,000円を追加計上しております。

これに対し、歳入であります。歳出に係る特定財源として、市債1,190万円を減額計上し、国庫支出金1億6,807万2,000円、県支出金6,721万1,000円、財産収入1,533万4,000円、諸収入1,007万3,000円を追加計上するとともに、一般財源として財政調整基金繰入金1,652万6,000円を減額計上し、収支の均衡をとっております。

以上により、歳入歳出それぞれ2億3,226万4,000円を追加し、予算総額は歳入歳出それぞれ123億947万円となるものであります。

次に、繰越明許費について御説明申し上げます。

民生費においては、このたび補正予算として計上しております保育所整備事業補助金について、事業完了が来年度となることから繰り越すものであります。

次に、債務負担行為について御説明申し上げます。

システム機器等の賃貸借においては、休日診療所内で調剤業務を院内処方に変更することに伴い導入する診療報酬請求システム整備に関し、また、小・中学校に整備している校務用パソコンに係る基本ソフトのメーカーサポート期間が終了することに伴う新たなパソコン及びその関連機器の整備に関し、それぞれ賃貸借期間及び賃貸借料の限度額を定めるものであります。

公の施設の管理においては、竹原港北崎旅客ターミナルの指定管理者の指定に関し、その管理期間及び管理料の限度額を定めるものであります。

何とぞ、慎重に御審議いただいた上、適切な御決定をお願い申し上げます。

議長（稲田雅士君） これより質疑に入ります。

11番。

11番（松本 進君） 1点だけ質問したいというふうに思います。

庁舎等整備に関する経費として旧広島法務局竹原支局跡地の取得経費が8,100万円計上されております。これで一定は全協で説明というのは私も承知しておりますけれど

も、ここであえて質問するのは、この8, 100万円、用地取得費ということでありましてけれども、何のために使うのか、これだけはやっぱり明確にしておかないと、全協の中で私はそこを聞きましたけれども、耐震化があるからその施設を使いたい、増築含めて使いたいということで、何のために必要なかという使用目的がその場でも明確にされません。それは全体的な庁舎整備にかかわるからだと、今言えないですよということですよ。しかし、こういった提案するからにはこういった使用目的を明確にして提案しないと、そこでやっぱりいろんな、これから決めるんだということになったら物すごい選択肢が広がってきて、結局有効に使えるのかなということが大変危惧するわけですね。あえてここで私が申し上げたいのは、現在外食産業のマックが営業しておりますけれども、あつこの跡地の問題の経過を私よく知ってます。最初に取得したのはちょっとわかりませんが、しかし土地開発公社、市が直接ではないですけども購入して、こういう目的があったはずなんですけど、それが不明確なためにずうっと塩漬けになって、最終的に整理しようと思うたら数億円、3億円余りだったと思いますけども、その金利差を市が負担しなくてはいけないというような大失敗をしましたよね。ですから、ここも当初はこういうことを使うんだというために買ったけれども、使用目的が明確でないためにぶれてしまったわけですよ。ですから、こういった8, 100万円というお金の使い方も、再度ここで聞きたいのが、こういう使いたいんだということを明確にしていきたい。この1点の再質問です。

議長（稲田雅士君） 総務課長。

総務課長（桶本哲也君） 旧広島法務局竹原支局の取得に伴いまして、その活用方法等という御質問かと思えます。

まず、これまで市議会のほうでは庁舎問題調査特別委員会におきまして、庁舎のあり方検討等について御説明をさせてきていただいたところでございます。その中でも前回の委員会で御説明を申し上げましたが、まず庁舎につきましては移転を今計画をさせていただいております。この庁舎跡地を活用した主要公共施設の再整備計画について検討をしているところでございます。

旧広島法務局竹原支局につきましては、この市庁舎周辺の公共施設ゾーンのエリアに隣接する地域でございます。こうした公共施設ゾーンの再整備を行う上でこのエリアに隣接する公共ストックの有効活用という観点から取得し活用することが有益であるというふうに判断をいたしまして、現在これは国が所有しておりますので、国と調整を行った結

果、国が今年度中の売却という方針を示されましたので、このたびこの定例会に補正予算を計上させていただいているというものでございます。

具体的な活用の方向ということでございますけども、先ほど申し上げました公共施設ゾーンの再整備につきましては、庁舎移転を含めまして中・長期的な事業になるというふうに想定をしております。公共施設ゾーンに隣接いたしますこの旧広島法務局竹原支局は、そうした庁舎移転を検討する際に集約する必要のない機能ですとか、また庁舎から分離することにより行政サービスの向上につながる機能の移転先としての対応が可能になるものというふうに考えております。

今後、そうした移転計画あるいは公共施設ゾーンの再整備計画、こういったものの検討作業とあわせて、その再配置については計画してまいりたいというふうに考えております。よろしく願いいたします。

議長（稲田雅士君） 11番。

11番（松本 進君） 今の答弁聞いてもちょっとわかりにくいっていうんか、ちょっと私が理解が不十分でしたらもう一回答弁いただきたいんですが、例えば合同庁舎へ本庁舎を移転するという大きな柱がありますけれども、それに伴って臨時的にその法務局を取得して何か使いたいとかというふうに理解していいんですかね。

だから、そういうだけでしたら、私は取得しなくても別の方法があるというふうにちょっと思うんです。ですから、あえてここで聞いたのは、全協でもわからなかったから聞いたのは、こういった使用目的なんだと、何とか公共施設の再配置っていうのはあるわけですから、そこん中の一つだというぐらいは本庁舎はここですけども、あとは図書館、市民館、いろいろある、その選択肢はもう限られてるわけですからね。そこで、この間の説明では耐震化があるからそのまま使いたいっていうんか、ような使い方だったらまだその選択肢は狭まってくる。そしたら、結局何のために使うのかなということが私はあえてここで聞きたいわけなんです。ですから、本庁舎移転するためだけの臨時的な使用が今はそういう使用しか考えていないのかと、そのもう一回確認と、そうであるならば、取得しなくても別の方法があるんじゃないかと私は思いますんで、ちょっと私の理解の補足するためにも、さっき言った選択肢はもう決まってますからね、公共施設の再配置は。本庁舎はあっここでしょうけども、それ以外の施設ですよ。そん中で今の施設を耐震化があって使うという説明がこの間あったから、まだまだ選択肢は狭まってきます。そしたら、もう限られた施設しかもう使えないということになると思うんですけども、その何択の

中、何択というんが言い方がいいんかどうかわかりませんが、再配置の中で要するに本庁舎以外の施設ということでは美術館や市民館やありますよね、そういった中のどれなんかと。せめてその中の範囲に限るということが明確に言えるのかどうかを含めて、そうじゃないんですよと、移転のための臨時的に使うだけなんだという、私今ちょっと今心配したもんですから、そこをもう少し明確にさせていただきたいと。

議長（稲田雅士君） 総務部長。

総務部長（今榮敏彦君） 過日庁舎問題と調査特別委員会を開いていただきまして、この案件についての御説明をさせていただいたところでありますが、基本的に国や県の公共施設やストックにつきまして、この間も例えば道の駅のありました旧竹原警察署跡地でございますとか、その他さまざまな国、県の公共機能が配置をされた等の事情で地方公共団体にその用途についての御紹介があり、それに基づいて有効な施設、用途が見込まれるものについて、この間も有効利用のため取得をしてきたというところでございます。

今回の物件につきましては、先ほど総務課長が御答弁申し上げましたとおり、現在公共施設のあり方検討として検討を進めている中で、やはり国のその処分のスケジュールとかそういう事情もございまして、先行的に取得するという観点もあるわけでございますけれども、具体的な個別具体の機能というものの特定を現在しているというところでございせんが、さきの会議でも考え方を申し述べさせていただいたように、現在の昭和40年代、50年代に設置されたこの公共施設内の施設の中にあります行政機能と申しますか、そういうものはやはり当時のニーズに基づいて設置をされたものでございます。これから現在あり方検討で庁舎を基本的には合同庁舎への移転、その後この合同庁舎の敷地を含めた公共施設の増にいかん再配置をしていくかっていうことの検討を現在進めているところでございます。そういう全体像の中でやはり法務局の跡地というものの位置関係、それから施設規模からすると、現在狭隘であり、また施設活用が十分に図られてないというふうなことから市民ニーズに十分対応できてないというふうな課題も我々としては認識しておりますので、それらの観点を踏まえまして、例えば福社会館、市民館、それから本庁舎、それから近隣では勤労青少年ホームとかというようなものもございまして、それらの機能がいかん市民ニーズに対応できるものをそこに位置づけることによって効果的に今後の行政機能が発揮できるかということを含めまして、今回の購入取得をお願いをし、また先般の会議の中で御説明をさせていただいたところでございますので、そのように御理解をいただいて、今後その点について議会にも庁舎問題特別委員会などでも十分御説明を

図る中で取り組んでまいりたいというふうに思っております。どうぞよろしく願いいたします。

議長（稲田雅士君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

11番。

11番（松本 進君） 私は、この補正予算の議案に反対をしたいと思います。

まず1点目は、先ほど庁舎整備にかかわる取得費の8,100万円についてです。これについても使用目的っていうことを繰り返し今申し上げました。移転にかかわった臨時的な使い方なら別の方法があるよということも申し上げました。結論からいえば、公共施設の再配置、有効活用、それだけしかわかってないわけですよ。だから、こういったやっぱり確かにそれは理事者のほうはそのほうがやりやすいけれども、だが我々としてはこの8,100万円というこの税金の使い方を決める問題ですから、そこはさっき言った有効活用なら、さっき言った私が言った分は公共施設の再配置といっても本庁舎はここに合同庁舎、あとは図書館じゃ市民館だ福祉会館、福祉施設、そういったもんを限定してる、またはそういった意見をるる申し上げました。しかし、そういった中でも明確にされないということ自体を私は大変やっぱり物すごく幅を広げた場合、いろんな面が出てきて、結局としてはこういうことが今法務局の跡地があるから飛びついとけばいいよということにはやっぱりならんと思うんですね。ですから、先ほどやっぱり旧本川会館跡地のことも申し上げました。ですから、そういう面ではこういった予算の提案仕方自体をせめて明確にこういうために使いたい、こういう公共施設を整備するために使いたいんだと、その範囲なら範囲をきちっと決めて提案すべきだと、そうならないということを申し上げておきたいと思います。

それから、2つ目の反対理由の大きな問題は、理由は、小学校の施設整備に関する経費、先ほど議案第64号で申し上げた内容ですけれども、1,571万8,000円が計上されております。反対理由としては、小学校教育、一貫教育導入そのものに対して西小の保護者は期待してない。私流に言えば反対だと。これをなぜ焦って押し切る、強行する必要があるのかっていうことが強く申し上げたいし、もう一つは仮設校舎、これだけじゃないかもしれないけども、いろんなやっぱり仮設校舎をそこで教育を行う場合、この場合忠中の教育ですけれども、仮設校舎として使う場合は、先ほど学校の設置基準、これを厳格にやっぱり守らなくてはいけない、授業もそうだし、安全もそうだし。端的に言えば、

体育館の安全性なんかも安全という担保が全く保証されていない。これ自体では、これこういう提案の仕方では保護者自体が不安を持つし、本来の保護者や子供たちの信頼関係を土台にした教育の推進ということにはならないということで、私は仮にこうなる、通るんかもしれないけれども、予算の執行には私は凍結ということをあえて申し上げておきたいと。

それから3つ目は、公共施設の管理の問題でターミナルのことを先ほど質疑を申し上げました。やっぱり公共施設の管理っていうことはもう指定管理者しかないというなら別なんだけど、私はいろいろやっぱり公共の民間のノウハウが持ってるなら勉強すればいいじゃないかと。市民サービスの多様化に対応するような大いにやっぱり公的な管理、その中で勉強してから対応すれば十分できると。ここで見えてくるのは、指定管理者でコスト削減ですよ。ここだけを突き詰めたような管理の仕方でしたら、私は結果的には市民サービスの質や低下をもたらすということ大変危惧します。ですから、こういった公共施設のあり方、指定管理者としてのあり方は私は問題がある、それに伴う予算、先ほど人件費では300万円しか組まない、そういった300万円で、先ほど言った3つの港の活用、3つの大切な仕事を任せる、人件費はそれだけしかないということはやっぱり無理があるという面では、私はやっぱりこういった提案の仕方は問題があって撤回すべきだということ意見を申し上げて反対討論としたいと思います。

議長（稲田雅士君） 13番。

13番（脇本茂紀君） 私は本案に賛成の立場から討論に参加いたします。

本案には、忠海中学校区小中一貫教育校設立のための忠海西小学校仮設改修工事のための補正予算が含まれているため松本議員より反対討論がなされました。一昨日の一般質問において、私はこの仮設改修工事の工事内容、来年4月1日より行われる忠海西小学校での忠海中学校及び忠海西小学校の授業形態、教室、グラウンド、体育館、プールの利用形態、さらに忠海西小学校以外の施設の活用、工事期間中の中学校の利用などについて質問をいたしました。

この忠海西小学校仮設校舎で行われる授業を初めとするあらゆる教育活動が児童・生徒、保護者に安心を与えスムーズに行われるように、この4カ月の間に万全の準備を整え、その内容を小・中学校の保護者にしっかりと伝え、保護者や学校利用者の不信や疑問に答える作業を教育委員会に求めました。教育委員会も誠意を持って丁寧な周知と説明を行っていくとの答弁でありました。そして、この予算は忠海中学校区小中一貫校設立の準

備過程でどうしても必要な予算でありますから、この議会で通していただく必要があるわけです。

それと同時に、平成27年から始まる小中一貫校の問題の中で急を要する通学路の問題、スクールバスの運行、跡地利用や交通体系、防災機能、子育て世代の定住など、将来の忠海のまちづくりの課題などについても広く議論を進めていかなければなりません。来年1年間でこれらの課題について広く会議を起し万機公論に決さなければならないわけです。このことについて一昨日の一般質問において、副市長、教育長から次のような答弁をいただきました。副市長からは、通学路については西側里道が狭く急な坂道であることは認識しています。環境改善については、短期的な措置として早急に取り組みます。もともとこの忠海中学校線については忠海中学校が現在地に移転した際のアクセス道路として計画されましたが、結果的に一部用地取得で難航し休止の状態にあります。今回忠海中学校区小中一貫校設立にかかわって一貫校の果たす役割として防災機能の充実、児童・生徒の安心・安全の確保、地域住民の恒久的避難場所としての役割もあるという観点から、西側道路を中・長期的な視野に立って整備することを前提に検討したいという答弁をいただきました。

あわせて、小中一貫校設立に伴って生ずる忠海東小学校、忠海西小学校跡地の利活用については、教育委員会だけでなく市長部局においても庁内の調整会議を開き、市の職員が小中一貫校の議論の中に入って、PTAを初めとして幅広い市民のさまざまな角度からの声を聞き、忠海の将来のまちづくりのあり方について検討してまいりたいという答弁をいただきました。

教育長からは、これからはPTAや地域の皆様に具体的な説明を行ってまいります。これまでとは角度を変えたいろいろな場での説明会を開いてまいります。平成26年度から始まる忠海西小学校での仮設校舎についても、平成27年度から始まる小中一貫校についても、今後のスケジュールを踏まえてPTAや地域の皆様としっかり協議をし進めてまいりますとの答弁をいただきました。

忠海のまちづくりについては、これまでも申し上げておりますように、協働のまちづくりネットワークを初めとして、忠海町コミュニティーづくり推進協議会、忠海町自治会連合会、社会福祉協議会、民生児童委員協議会、女性会連合会、老人クラブ連合会、ボランティアグループ、福祉施設後援会、公民館運営審議会、保育所、幼稚園、NPO法人、黒滝山を愛する会、ほほえみタウン商店会などさまざまな住民組織があります。あすの忠海

をつくるためには、このような忠海町内のありとあらゆる組織においてまちづくりの議論をつくり出すことが大切です。そこに行政も積極的に入って行って、ともにあすのまちづくりを考えるきっかけになるような営みこそ今求められていると思います。小中一貫校の議論を通して、忠海の住民の中にあすの忠海をつくるための前向きな議論のスタートとなるようにという思いを込めて本案に賛成いたします。

議長（稲田雅士君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

議長（稲田雅士君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議事の都合により午後1時まで休憩いたします。

午後0時06分 休憩

午後1時00分 再開

議長（稲田雅士君） 休憩を閉じて会議を再開します。

---

#### 日程第9・日程第10

議長（稲田雅士君） 日程第9，議案第55号平成24年度竹原市歳入歳出決算認定について（決算特別委員会）並びに日程第10，議案第56号平成24年度竹原市水道事業決算認定について（決算特別委員会）を一括議題といたします。

事務局職員から報告文を朗読させます。

[事務局職員朗読]

議長（稲田雅士君） 決算特別委員会委員長の報告を求めます。

決算特別委員会委員長（大川弘雄君） それでは、決算特別委員会の委員長報告を行います。

平成25年12月定例会。

ただいま事務局が朗読いたしましたとおり、本委員会に付託されました議案第55号平成24年度竹原市歳入歳出決算認定について並びに議案第56号平成24年度竹原市水道事業決算認定について、審査の過程及び結果について報告いたします。

平成25年9月11日に本委員会に付託を受けて以来、構成メンバーである山元委員、

井上委員，山村委員，片山委員，松本委員と大川の6名で現地視察を含む8回の委員会を開催し審査いたしました。

審査に当たりましては，予算執行が関係法令の規定に準拠し，適正かつ公正に執行され，期待された行政効果が達成されているか，収入は適正に確保されているか，また財産が適正かつ公正に維持管理されているか等について，決算書並びに決算附属資料はもとより，関係帳票，さらには必要に応じて資料の提出と説明を求めるとともに現地視察を実施し，慎重に審査を行いました。

初めに，議案第55号平成24年度竹原市歳入歳出決算認定につきましては，次のとおり指摘と要望，意見を付し，賛成多数で認定するものと決定いたしました。

昨年の政権交代以来のデフレ脱却に向けた取り組みが各種行われておりますが，我が国にとって為替の安定，株価の高騰によるところの実体経済の基盤強化は喫緊の課題であり，これをいかに国民の賃金上昇に結びつけるかがこれからの本当の正念場であります。しかしながら，為替安定によってもたらされた円安が原油，資源の高騰などにつながり税収への影響が懸念され，また消費税率の増，人口減少や少子・高齢化の急速な進展に伴う社会保障費の増大も懸念される中，地方財政を取り巻く環境はさらに厳しさを増しています。

竹原市における平成24年度の財政構造の弾力性を判断する指標を見てみますと，1に近いほど財政力が強いとされる財政力指数は，平成20年度には0.710であったものが平成24年度は0.622と年々低下してきており，また実質公債費比率は8.6%と非常によい数字が出ているにもかかわらず，数値が100%に近いほど財政の硬直化を示し，投資的経費に充当できる余剰財源に乏しいとされる経常収支比率が99.0%にも達している状態であります。さらなる行政改革の推進と工夫を持って確実な収入の確保を図りつつ経費の削減に努め，住みよさが実感できるような計画的で戦略に満ちあふれる財政運営を目指していただくことが必要となってくると考えます。

まず，歳入について申し上げます。

市税を初めとする使用料などの自主財源の確保は，財政基盤強化のためにも極めて重要であり，公平負担の観点からも重要な課題であります。平成24年度の収入の未済額，不納欠損額の内訳を見てみますと，一般会計におきましては市税の収入の未済額は現年度分が6,632万4,922円，収納率は98.3%で，この滞納繰越分は2億3,155万6,467円，また不納欠損額は現年度分が4万2,200円で，滞納繰越分は2,0

47万4,860円であります。住宅使用料においては、現年度分の収入の未済額が116万7,800円、収納率は98.1%で、滞納繰越分は1,542万8,181円、また児童福祉費負担金の現年度分の収入の未済額が80万8,400円、収納率は99.3%で、滞納繰越分は521万800円などあり、国民健康保険特別会計においても現年度分の収入の未済額が5,354万7,953円、収納率が92.5%、また貸付資金特別会計においても4,942万4,202円、収納率が22.0%になっており、これらの滞納額、不納欠損額が多額になってきております。

税、使用料の負担の公平性を確保する上からも、徴収率の向上に向けた一層の創意工夫、滞納整理の体制づくりが重要であり、不納欠損処分については消滅時効にならないよう債権確保に向けた事務執行に努め、また一方では納税に対する市民意識の向上を図る啓発も必要であり、これらを要望いたします。

次に、歳出、予算執行について申し上げます。

各種事業において入札残による不用額がかなりあります。一般会計においては3億6,331万3,483円、予算現額に対する割合は2.7%であり、前年度に対して17.3%の減額にはなっているものの、竹原市内業者の厳しい経営状態を勘案しつつ現在の為替レートなどからも材料費、燃料費等はまだまだ高騰傾向にあり、社会情勢に見合った価格の設計、積算の研究を行い、早期事業の完成と不用額の有効活用の必要性や新たな成長戦略に向けた施策の構築を要望いたします。

農業、水産業の振興に対しては、6次産業に新たな産業を加えた取り組みに向け産学官の連携のもと推進されるよう要望いたします。

また、商工振興に対しても、竹原市らしさを大切にしつつ新しい取り組みに対して官民一体となって新旧相まった戦略的施策の構築に努めることを要望いたします。

人材の育成に関しては、竹原市教育委員会における基本方針である子供のための小中一貫校をよりよいものにするための一層の努力を、また市職員の人材教育に関しては、職員研修の充実、職員採用は社会人枠等の新しい方式の検討をお願いいたします。

その他、各委員の指摘、要望、意見を申し添えます。

1つ、人権推進に関する予算決算のあり方としては、人権啓発、人権の尊重の推進について多岐にわたっているのもっと効率的にすべきである。

1つ、農林水産業振興において、さらなる重要性を感じ、後継者を育成するための施策の構築と耕作放棄地の活用を。商工振興においては観光がメインであり、憧憬の路など市

民が参加できるイベントのさらなる活用とお客様をお迎えするための駐車場の確保が必要であるといった意見。

また、昨年と同様に、不用額と職員の時間外勤務手当が多い。

次に、生活道路の維持修繕は生活環境の向上を図る非常に重要なものなので、地元代表の方たちと話をしながら計画性を持って効率的に対応していただきたい。

次に、市が発注する建設工事や業務委託の入札にかかわっては、資材の高騰など社会情勢を配慮しながら適正な価格の設計、積算が担保された入札執行を要望します。

次に、国民健康保険や水道使用料の滞納があった場合でも、安易に保険証を停止し、資格証明書の発行をしたり水をとめたりするのは生存権を脅かすものであるので控えるべきである。

一般ごみの収集は、安芸津エリアと竹原エリアでその分別方法に大きな差が生じている現実があります。負担金のあり方などについて調査研究をお願いします。

次に、税や使用料などにおいて滞納があった場合の国税徴収法基本通達に基づく差し押さえなどは十分な環境調査を行い、本当に悪質なものであることを確認した後に慎重に行っていたいただきたい。

次に、ふるさと納税のさらなる推進と創意工夫をお願いします。

最後に、小中一貫教育は、子供たちにとって今よりも少しでもよい教育環境を提供することが目的です。今よりも一歩先に踏み出すことによって、さらなる教育環境の充実に向けた挑戦をみんなですという意思表示なのではないですか。市民に皆さんによく説明していただき、教育方針の議論ではなく、いかにすれば子供たちにとってよりよい教育を提供することができるのか、献身的見地から議論を導いていただきたい。

以上が各委員からの意見の抜粋です。

続きまして、議案第56号平成24年度竹原市水道事業決算認定につきましては、次の意見を付して賛成多数で認定すべきものと決定いたしました。

歳入については、水道使用料の滞納解消を進めるために、悪質な者には引き続き給水停止などの法的措置も実施しつつ厳しく対応するよう指摘をしておきます。事業については、計画に基づいた老朽管の更新を確実に実施し、事業の早期完了に向け予算の未使用額を事業の前倒しなどを行うなど効率的な運営をして、安価で安全なおいしい竹原の水の安定供給に努められることを要望いたします。

終わりに、本市の住みよさを実感でき住んでよかった町、これを創造するためには、交

流入人口の増を初め定住を促進していく努力の積み重ねが大切です。そのためには、おもてなしはもちろんのこと、特に予算案の編成、予算の執行に当たっては十二分に血の通ったものでなければなりません。また、それがなければ協働のまちづくりに成功はあり得ません。これからのまちづくりの中心となる協働のまちづくりは、そういったものを強く感じた住民意識の向上により大成されるのではないのでしょうか。

以上を申し上げ、決算特別委員会の委員長報告を終わります。ありがとうございました。

議長（稲田雅士君） まず、議案第55号平成24年度竹原市歳入歳出決算認定について、委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（稲田雅士君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

11番。

11番（松本 進君） 議案第55号2012年度の一般会計等決算認定について私は反対をします。

安倍政権による来年4月からの消費税8%への増税は、庶民や零細業者の生活、暮らしを脅かします。また、介護、年金、医療の負担増と給付減など社会保障改悪プログラムを見れば、消費税増税が社会保障のためという根拠は崩れています。これまでの自民党政権による心中意識の政治や弱肉強食の政治は貧困と社会格差を広げ、生活困窮者を増大させています。憲法25条は、全ての国民に生存権を保障しています。自治体の責務は、住民の福祉の増進を図ることを厳格に定めています。今日この市政が厳しく問われていると私は考えています。

決算審査における2012年度の国民健康保険資格証の発行は、いわゆる保険証の取り上げは21件、短期被保険者証は186件です。病気あるいは治療中などの市民から国民健康保険証を取り上げることは断じて許されません。市民の命、健康を脅かす市の資格証発行は直ちに中止すべきです。市民の生活は大変厳しい事態に追いやられており、高い国保税を減免、軽減する施策を即刻実施すべきであります。

介護保険サービスは、市決算資料によると2012年度4月1日現在の特別養護老人ホームの入所希望者、いわゆる待機者の実態は市内3施設で322人で、そのうち在宅待機者は164人です。施設入所の希望がいつかなうのか、これ以上放置することは決して許

されません。必要な介護入所施設を計画的に増床すべきであります。在宅介護サービスのサービス限度額に対する利用率が要介護4で52.9%、要介護5で43.8%です。最も在宅介護を必要とする重度の要介護者、関係者が十分な在宅サービスが使えない、介護サービス利用料などの負担に苦しむ実態の改善は待ったなしの緊急課題であります。介護保険あってサービスなしという深刻な事態は一刻も放置できません。憲法25条の生存権、人間の尊厳を守る社会福祉の実現を今こそ真剣に考えるべきであります。

後期高齢者医療制度においても、支払いが困難な高齢者に対する保険料、医療費等の負担を減免、軽減すべきです。決算資料では、短期保険証の発行が3件ありました。資格証の高齢者の医療権、生活権を脅かしてはなりません。高齢者の生活を支援する具体的な措置を実施すべきです。緊急措置として月額年金1万5,000円以下の人、または無年金者の高齢者は保険料を無料化すべきであります。

2012年度決算資料によると、各種滞納者の所得は、所得なしから所得50万円までの人が市県民税では61%、固定資産税では79.4%、国民健康保険税では52.5%を占めています。昨年の決算報告でも指摘されたように、絶対的貧困層の滞納者を即刻支援する制度の創設は憲法25条の生存権を守る緊急措置であります。

また、市税滞納問題の解決は、国税徴収法の留意事項、すなわち市民の生活と事業継続への対策を厳格に守ることを再度強く求めておきます。

次は、教育費についてです。

義務教育に必要な学級教材の保護者負担は、小学校で最高月額1,374円、中学校で最高月額2,313円です。義務教育費の無償化に準じた学級教材費の改善が全くとられていません。小・中学校の学用品代や給食費などを支給する就学援助制度は、2010年度からクラブ活動費、生徒会費、PTA会費の3項目が新たに支給するよう文部科学省の改善が出されております。国が交付税の需要額で財政支援しているのに、竹原市はなぜ追加支援しないのか。就学援助制度の改善を強く指摘、求めたいと思います。

次は、公共事業のあり方についてです。

公共事業は、市民の生活や暮らしを最優先に緊急度、必要度を真に精査すべきです。市内の中小業者の仕事を確保し、景気回復に有効な事業を大胆に推進すべきであります。道の駅事業や光ケーブルテレビ事業、土地区画整理事業、圃場整備事業など緊急性、必要性はどこにあるのでしょうか。また、真に竹原市経済の活性化や地域振興にどれだけ役立っているのか検証もされず、有効性に私は大変疑問を持っています。デフレ不況で仕事がな

い、コスト削減など、多くの地元業者は苦しんでいます。今こそ市民の安全・安心を優先した生活密着型への転換を図るべきであります。地元業者や市民が使いやすい住宅リフォーム助成事業を抜本的に改善することや、おこなっている学校、避難所等、公共施設の耐震化は無条件、最優先に実施すべきであります。さらに、個人住宅の耐震化を促進するためにも実効ある支援制度が求められていると思います。身近な生活道路や防犯灯の設置、浸水対策、市民の命を守る急傾斜地崩壊対策事業、住環境の整備など、市民生活や地元業者の仕事確保を最優先にする事業へと転換すべきではないでしょうか。

また、昨年の決算でも指摘しましたが、農業や漁業への施策は、従事者の再生産活動を維持し、生活、暮らしを守るための支援施策が緊急に必要です。価格保障や所得保障を中心とした施策を自治体として第一歩を踏み出して、食料の自給率向上はもとより、安全な食の確保に積極的に役割を果たすべきと考えます。P T T環太平洋連携協定の参加による農業の破壊や食の安全を脅かす事態は断固反対の意思を竹原市としても明確にすべきであります。

次に、公共施設の管理運営についてです。

竹原市の公共施設の指定管理者は、コスト削減のみに重点が置かれています。そこで働く人の賃金を限りなく低額に押し込み、地域を疲弊させることは明らかだと考えます。この間の検証では、指定管理者による公の施設の管理は市が財政的支援措置をしない限り、住民の福祉増進という本来の公の施設管理ができないことを示しています。私は緊急措置として大幅な財政支援を強く求めるとともに、市が責任を持つ本来の公共施設の管理へと戻すことをこの場で指摘しておきたいと思います。

次は、部落差別に起因する差別事件を発生の有無の状況等決算資料を毎年求めています。この間の竹原市内の部落差別事象は発生しておりません。旧隣保館等の運営事業費や部落解放同盟の団体補助金は全額削除することを強く求めておきます。

最後に、市民サービスを支える市職員の勤務条件、労働環境は決算審査でも大変厳しく悪化しています。臨時職員等の不安定雇用は早急に改善することや、安定雇用の職員を増やし市民サービスを充実させる環境整備を早急に具体化することを強く求めておきたいと思います。

以上で私の反対討論といたしたいと思います。

議長（稲田雅士君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定すべきものとするものであります。委員長の報告どおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

議長（稲田雅士君） 起立多数であります。よって、本案は委員長の報告のとおり認定することに決しました。

続きまして、議案第56号平成24年度竹原市水道事業決算認定について、委員長報告に対する質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長（稲田雅士君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

11番。

11番（松本 進君） 私は、議案第56号2012年度の水道事業決算認定について反対をいたしたいと思います。

安倍政権による経済の実態は、大企業や富裕層には恩恵はあっても働く庶民の生活や営業は大変厳しい状態が続いています。この上、来年4月からの消費税増税が実施されれば、市民の暮らしを、生活を脅かすことは明らかであります。今こそ竹原市は憲法25条の生存権を守る立場を鮮明にして、住民の福祉増進に努めなければなりません。

私は水道料金の滞納問題の解決は、国税徴収法の留意事項、すなわち滞納者の生活や事業活動への影響を明確に把握すること、これで対応することを繰り返し指摘してまいりました。ところが、2012年度の決算資料によると、給水停止は8件、憲法25条の生存権、全ての国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する、これを奪うものだと考えます。命にかかわる生活水道水をとめるという脅かしで市民の生存権を奪うことはどんな理由があっても許されることではありません。

また、県用水受水費の大幅削減、広島県との交渉で具体的な目に見える形の経費削減を図ることを繰り返し指摘し、反対討論といたします。

議長（稲田雅士君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は認定すべきものとするものであります。委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

議長（稲田雅士君） 起立多数であります。よって、本案は委員長の報告のとおり認定することに決しました。

---

日程第 1 1

議長（稲田雅士君） 日程第 1 1，議選第 3 号竹原市農業委員会委員の推薦についてを議題といたします。

事務局職員から議案を朗読させます。

〔事務局職員朗読〕

議長（稲田雅士君） お諮りいたします。

本案は、議長において指名いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（稲田雅士君） 御異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。

竹原市農業委員会委員に片山和昭君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名いたしました片山和昭君を竹原市農業委員会委員に推薦することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（稲田雅士君） 御異議なしと認めます。よって、片山和昭君を竹原市農業委員会委員に推薦することに決しました。

以上をもって今期定例会に付議された案件は全て終了いたしました。

閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

年末を控え、緊急な案件がない限り本日をもって納めの議会となりました。去る 1 2 月 2 日に開会いたし今期定例会に付議された案件は、議員各位の熱心な御審議によりまして全て議了し閉会の運びとなりました。議員の皆様はもとより理事者各位に対し厚くお礼を申し上げます。

さて、この 1 年は竹原市制 5 5 周年を契機として、市内の行事についても新しく企画された催しを含め盛大に開催された年で、交流人口の拡大につながり盛り上がりを見せた年でした。しかし、依然として地方を取り巻く環境は、消費税増税、人口減少や少子・高齢化の急速な進展に伴い、さらに厳しさを増しております。その中、住民の代表機関である

議会の役割は一層重要性を増しており、議会機能の強化と活性化が強く求められているところでもあります。また、市行政においても、財政の健全化と経済の活性化を強く求められております。この厳しい状況を全職員が認識されると同時に、引き続き創意工夫を凝らし、特色あるまちづくりに一丸となって取り組まれますよう、またこの1年間の一般質問や常任委員会における議員各位からの意見開陳、さらには決算特別委員会の審査経過などを真摯に受けとめていただき、そして市民の負託に応えるべき潤いと活力が実感できる新年度予算の編成となりますよう切に願うものであります。

いよいよ厳寒に向かいます折から、皆様方にはくれぐれも御自愛くださいませして無事越年され、平成26年が平和で実り多い年でありますことを心から念じ上げる次第でございます。

終わりにになりましたが、小坂市長におかれましては来年1月13日をもって退任されることとなりました。3期12年の長きにわたる御苦勞に対し敬意と感謝を表しまして、閉会の御挨拶といたします。

市長より発言の申し出がありましたので、これを許可いたします。

市長（小坂政司君） 一言御挨拶を申し上げます。

議員の皆様方におかれましては、今定例会の開会以来、提出させていただきました議案に対し慎重な御審議をいただき、無事議了賜りましたことに対し厚く御礼を申し上げます。

さて、我が国においては、いわゆるアベノミクス効果により景気は徐々に持ち直されていると言われており明るい兆しも見えつつありますが、地方においてははまだ実感に乏しく、また地方交付税の削減や国庫補助金の削減が検討されるなど、依然として厳しい状況にあると認識をしております。

本市におきましても、今後社会保障関連や公共施設の老朽化に伴う維持管理等に係る経費の増加などが見込まれることから、引き続き計画的で効率的な財政運営を推進していく必要がございます。

こうした中で、市制施行55周年を迎えた本市の1年を振り返ってみますと、皆様方の御協力、御尽力により、ハード面では竹原駅のバリアフリー化、本川排水機場の供用開始など、またソフト面においては全国頼山陽吟詠大会の開催や、アニメたまゆらのNHKでの放映など、住みよさ実感の実現に向けさまざまな取り組みを進めることができました。引き続き、これまでの取り組みを発展させ、本市のさらなる反映に向けたまちづくりに取

り組んでいきたいと考えております。

さて、私にとりましては、これが最後の定例会となります。改めて3期12年、市政の発展のため車の両輪としてともに尽力をいただきました議員各位を初め、市民の皆様方に厚く御礼を申し上げますとともに、年の瀬を迎え皆様方にはくれぐれも御自愛をいただきまして、輝かしい新年をお迎えくださいますよう御祈念を申し上げ、御挨拶とさせていただきます。まことにありがとうございました。

(「お疲れさまでした」と呼ぶ者あり)

議長(稲田雅士君) これをもって平成25年第4回竹原市議会定例会を閉会いたします。

午後1時37分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成 年 月 日

竹原市議会議長

竹原市議会副議長

竹原市議会議員

竹原市議会議員